

東金・九十九里波乗りハーフマラソンおもてなし店舗募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東金・九十九里波乗りハーフマラソン（以下「大会」という。）における、おもてなし店舗に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 おもてなし店舗とは、大会の趣旨に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「法人等」という。）が、大会開催日に店舗の営業を行い、ランナー、同伴者及び観客（以下「ランナー等」という。）に土産品の購入や飲食等の場を提供し、ランナー等を歓迎する店舗のことを行う。

(募集期間)

第3条 おもてなし店舗の募集期間は、東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定める。

(手続等)

第4条 おもてなし店舗に係る手續等は、別に定める「東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛取扱要項」（以下「協賛取扱要項」という。）の規定を準用するものとする。

2 実行委員会は、前項に定める協賛を行った法人等の内、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を、おもてなし店舗として扱うものとする。

- (1) おもてなし店舗になることを希望するもの
- (2) 店舗の営業内容が、ランナー等に対する土産品販売や飲食店であるもの
- (3) 大会当日おおむね11時半から14時ごろまで営業を行うもの
- (4) 1万円以上の資金協賛を行ったもの
- (5) 店舗の所在地が、実行委員会が別に定める地域にあるもの

(特典等)

第5条 おもてなし店舗には、協賛取扱要項に定める特典に加えて、次の各号に掲げる特典を与えるものとする。

- (1) 大会ホームページでの、おもてなし店舗についての掲示
- (2) 大会会場での、おもてなし店舗の周知
- (3) その他

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年9月21日から施行する。